

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した下肢の傷病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、編集の補助業務に従事していたが、業務を終了し、退社するために事業場の玄関を出ようとした際、右足首に異常を感じ、力が入らなくなった。その後、事業場に戻り、患部を冷却したが症状の改善はなく、休憩後に自力で帰宅した。

翌朝、A整形外科を受診し「右アキレス腱断裂」（以下「本件傷病」という。）と診断され、さらに翌日、B病院に転医し「右アキレス腱皮下断裂」と診断され、入院し手術を受けた。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

災害発生状況は、ビルの出口の防火扉を押し開けて外に出たところで、右足に違和感があり、身体が前のめりに倒れるような感じになった。防火扉は重いため、勢いよく開けようと右足に力が入ったと思う。

また、医学的な知識がなく、災害発生状況の正確な把握ができないまま、医師に状況を伝えたので自然切断となったが、身体の劣化等のようなことはなく、業務上の傷病であることは明白である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 提出のあった災害発生状況報告書より、何かにつまずく、押された、転倒したというような災害原因を請求人自身が否定しており、退社しようと歩いていたところ、違和感があったものであり、通常動作の中で偶発的に発症したものである。
- (2) 会社から提出のあった災害発生写真からも、段差等のような施設の欠陥と判断できるような特段の災害因子は認められない。
- (3) 請求人が自訴する重い防火扉を開くために、右足に力がかかったということについては、写真を見る限り、扉を体幹で支えているものではなく、片手一本で開けており、右足に過重がかかるほどの重量物とはいえず、災害原因と評価することはできない。

以上から、不支給決定をしたものである。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は、審査請求時に、請求書の内容の訂正と補足説明書を提出し、「事業場を出た

直後」というのは、「職場を出て、ビルの出口の防火扉を押し開けて外に出たところで」が正しく、災害現場として監督署へ提出している正面玄関部分の写真は誤りであり、ビルの防火扉の写真を提出している。

(2) 本件傷病と業務との因果関係について、A整形外科医師は「業務内容は分からないが、足関節背屈時、底屈の力を入れると断裂を起こす。」とし、B病院医師は「帰宅途中の歩行時に受傷した。」としている。

地方労災医員は「一般的にアキレス腱断裂が生じる時には、大きな力が加わるのが通常であり、扉を開ける時の外力で断裂が生じたと考えざるを得ない。」と意見している。

(3) 請求人や事業場関係者の申述から、請求人が防火扉を押し開けようとした際、吹き抜けの風によって扉が重くなっており、思わぬ外力が右足に加わり、本件傷病が発症したものと認められる。

(4) 以上のことから、本件傷病は業務終了後、防火扉を押し開けた際に発症した業務上の事由によるものと判断できることから、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。